

第1章 計画策定の基本的考え方

◎計画策定の趣旨・位置づけ・進行管理について掲載します。（素案1ページ～3ページ）

(1) 基本的考え方

「障害者総合支援法」の規定に基づき、3か年を1期として障害福祉サービスの提供体制の確保その他同法に基づく業務の円滑な実施について定める「市町村障害福祉計画」であり、「児童福祉法」の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」と一体のものとして策定する。

(2) 計画において定める事項

- 国の基本指針に即して、
- 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標である「成果目標」を定める。
- 成果目標を達成するために必要となる「障害福祉サービス等の見込量」を定める。

(3) 進行管理

- 「青森市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会」にて計画の進行管理及び中間報告を実施する。

第2章 障がい者数等の推移

◎本市の障がい者の状況を掲載します。（素案4ページ～15ページ）

- (1) 障がい者数等の推移
- ・人口と障がい者手帳交付状況
 - ・障がい別手帳交付状況
 - ・年齢別手帳交付状況
 - ・身体障害者手帳の等級別交付状況
 - ・身体障害者手帳の障がい別交付状況
 - ・愛護(療育)手帳の程度別の交付状況
 - ・重症心身障がい児(者)の状況
 - ・精神障害者保健福祉手帳の等級別の交付状況

○人口に占める障がい者手帳交付者数の増加 H30⇒R4 0.3%増加（素案4ページ）

○障がい別手帳交付状況の変化（素案5ページ）

H30⇒R4 精神障害者保健福祉手帳 20.5%増加、愛護手帳(療育手帳) 7.2%増加
身体障害者手帳 7.4%減少

○18歳未満の精神障害者保健福祉手帳交付者の増加 H30⇒R4 64.4%増加（素案6ページ）

(2) 障害支援区分別認定者数の推移（素案11ページ）

○障害支援区分認定者の重度化:区分6の認定者数 H30⇒R4 108人増

(3) 障害福祉サービス及び障害児通所支援利用者数の推移（素案12ページ）

○利用者数の増加 H30⇒R4 障害福祉サービス402人増、障害児通所支援649人増

第3章 アンケート調査

◎障がい者及び障がい福祉サービス事業者に実施したアンケート調査について、回答を掲載します。

（素案16ページ～29ページ）

I アンケート調査の概要（素案16ページ）

1 調査期間

令和5年10月1日～20日

2 回収結果

	障がい者（人）	事業所（件）
配付数	2,500	363
回収数	1,293	184
回収率	51.7% (前回 50.8%)	50.7% (前回 45.9%)

II 国の成果目標と関連するアンケート調査の結果（素案17ページ～29ページ）

- 将来、自宅等から施設で暮らしたい方は約4%（概算で約50人）となっている。（素案18ページ）
- 障害者支援施設において、今後退所が見込まれる方は、令和6年度から令和8年度まで約60人となっている。（素案27ページ）

- 親亡き後、介助や介護を頼む人がいない。（素案17ページ）
- 希望する暮らしを送るために必要と考える支援としては、「緊急時の施設での受入れ体制の充実」、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」と回答した方の割合が高い。（素案19ページ）

- 一般就労された方は、増加傾向にある。（素案28ページ）

- 障害児通所支援事業所等における、今後の重症心身障がい児及び医療的ケア児の受入人数は増加傾向にある。（素案28、29ページ）

- 地域で自立して生活を送るために重要だと思うことについて、「相談窓口や情報提供の充実」と回答された方の割合が高い。（素案23ページ）

- 事業運営にあたって、行政等の関係機関からどのような支援が必要かについて、「事業運営に必要な情報提供」、「職員の研修、職業訓練等への支援」、「行政との情報共有」の割合が高い。（素案26ページ）

国から示されている成果目標（第4章）

アンケート結果を反映

■ 国の基本指針数値を適用しない目標値を設定

I 「福祉施設の入所者の地域生活への移行」を図る。
(本資料2ページ、I①②へ反映)

■ 以下、国の基本指針に従った目標値を設定

III 「地域生活支援の充実」を図る。
(本資料2ページ、III①から③へ反映)

IV 「福祉施設から一般就労への移行等」を進める。
(本資料3ページ、IV①から⑦へ反映)

V 「障害児支援の提供体制の整備等」を進める。
(本資料4ページ、V①から④へ反映)

VI 「相談支援体制の充実・強化等」を図る。
(本資料4ページ、VI①から③へ反映)

令和6年度の新たな取組 基幹相談支援センターの設置

VII 「障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制」を構築する。
(本資料5ページ、VII①から④へ反映)

II 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を構築する。
(県の設定項目)

第4章 成果目標

◎国の基本指針を基本として、令和8年度における目標値を設定します。

第6期

I 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	国の基本指針	目標値設定に当たっての考え方	目標値	令和5年度見込み
①計画期間内における地域生活への移行者数	令和元年度末時点の施設入所者数の 6パーセント以上 が地域生活へ移行することを基本とする。	基本指針数値を適用しない 地域移行は 本人の意向があること及び過去の計画では国の基本指針を下回る実績となっていることから、過去の実績最大数を上回る ことを目指す。	23人を上回る	28人 (R3～R5年度延件数)
②令和5年度末の施設入所者数	令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から 1. 6パーセント以上削減 することを基本とする。	基本指針数値を適用しない 多くの入所待機者があり、施設入所者数を減らすことは困難であることから、令和元年度末の施設入所者数452人を上回らない ことを目指す。	452人を上回らない	441人

II 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	国の基本指針	目標値設定に当たっての考え方	目標値	令和5年度見込み
精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数、精神病床における一年以上長期入院患者数、精神病床における早期退院率	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活人数、精神病床における一年以上長期入院患者数、精神病床における早期退院率に関する目標値を設定する。	【県が設定】	県が設定	県で見込み

III 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	国の基本指針	目標値設定に当たっての考え方	目標値	令和5年度見込み
①年一回以上の運用状況の検証	地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、 年一回以上運用状況を検証及び検討 することを基本とする。	令和2年度に地域生活支援拠点を設置し、令和3年度以降、機能充実のため、運用状況の検証及び検討を年一回以上実施することを目指す。	年1回以上実施	実施

第7期

I 福祉施設の入所者の地域生活への移行（素案30ページ）

項目	国の基本指針	目標値設定に当たっての考え方	取組等	目標値
①計画期間内における地域生活への移行者数	令和4年度末時点の施設入所者数の 6パーセント以上 が地域生活へ移行することを基本とする。	本人の意向を尊重しながら、令和4年度末の施設入所者数441人の6パーセント（27人）を上回る ことを目指す。 【441人×6パーセント≒ 27人】	本人の意向を尊重しながら、事業者へ地域移行を進めるよう周知する。	27人を上回る (R6～R8年度延件数)
②令和8年度末の施設入所者数	令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から 5パーセント以上削減 することを基本とする。	基本指針数値を適用しない 入所希望者もあり、施設入所者数を減らすことは困難であることから、令和4年度末の施設入所者数441人を上回らない ことを目指す。		441人を上回らない

II 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（素案31ページ）

項目	国の基本指針	目標値設定に当たっての考え方	取組等	目標値
精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数、精神病床における一年以上長期入院患者数、精神病床における早期退院率	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活人数、精神病床における一年以上長期入院患者数、精神病床における早期退院率に関する目標値を設定する。	【県が設定】 (本市ではすでに、 精神科病院や相談支援事業所などで構成する地域相談支援連絡会 において、地域包括ケアシステムの構築を推進している。)	「地域相談支援連絡会」において、年度ごとに目標設定及び評価を実施する。	県が設定

III 地域生活支援の充実（素案32～33ページ）

項目	国の基本指針	目標値設定に当たっての考え方	取組等	目標値
①コーディネーターの配置 ②年一回以上の運用状況の検証	地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、令和8年度末までの間、各市町村において 地域生活支援拠点等を整備 するとともに、その機能の充実のため、 コーディネーターの配置 、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、 年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討 することを基本とする。	本市ではすでに、 地域生活支援拠点を設置し、コーディネーターを配置 している。 引き続き、地域生活支援拠点の機能を充実するため、 障がい者自立支援協議会 において、 運用状況の検証及び検討を年1回以上実施 する。	障がい者自立支援協議会において、地域生活支援拠点の運用状況の報告及び検討等を行う。	①継続し設置、配置 ②年1回以上実施
③強度行動障害を有する障がい者への支援体制の整備	令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、 強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備 を進めることを基本とする。	令和8年度末までに、 強度行動障害を有する障がい者への支援体制について、地域生活支援拠点を中心とした連携体制を強化 する。	強度行動障害を有する方の状況や支援ニーズの実態把握に努め、支援体制の強化を進める。	体制強化

第6期

Ⅳ 福祉施設から一般就労への移行等

項目	国の基本指針	目標値設定に当たっての考え方	目標値	令和5年度見込み
①令和5年度における年間一般就労移行者数	就労移行支援事業等を通じて令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値については、令和元年度の一般就労への移行実績の 1.27倍以上 とすることを基本とする。	令和元年度に施設から一般就労した人数35人の 1.27倍 （45人）となることを目指す。 【35人×1.27倍≒ 45人】	45人	45人
②就労移行支援事業から一般就労への移行者数	就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和元年度の一般就労への移行実績の 1.30倍以上 とすることを基本とする。	令和元年度に就労移行支援事業から一般就労した人数17人の 1.30倍 （23人）となることを目指す。 【17人×1.30倍≒ 23人】	23人	23人
③就労継続支援A型から一般就労への移行者数	就労継続支援A型事業については令和元年度の一般就労への移行実績の概ね 1.26倍以上 を目指すこととする。	令和元年度に就労継続支援A型事業から一般就労した人数12人の 1.26倍 （16人）となることを目指す。 【12人×1.26倍≒ 16人】	16人	16人
④就労継続支援B型から一般就労への移行者数	就労継続支援B型事業については概ね 1.23倍以上 を目指すこととする。	令和元年度に就労継続支援B型事業から一般就労した人数5人の 1.23倍 （7人）となることを目指す。 【5人×1.23倍≒ 7人】	7人	7人
⑤就労定着支援事業の利用者の割合	令和5年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、 7割が就労定着支援事業を利用 することを基本とする。	就労移行支援事業等を通じて一般就労した人のうち、 7割以上 が就労定着支援事業を利用することを目指す。	7割以上	7割
⑥就労定着率が8割を超える就労定着支援事業所の割合	就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、 就労定着率※が8割以上の事業所を全体の7割以上 とすることを基本とする。 ※過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合	就労定着率が8割以上の事業所が、全事業所の7割以上 となることを目指す。	7割以上	7割以上



第7期

Ⅳ 福祉施設から一般就労への移行等（素案34～35ページ）

項目	国の基本指針	目標値設定に当たっての考え方	取組等	目標値
①令和8年度における年間一般就労移行者数	就労移行支援事業等を通じて令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値については、令和3年度の一般就労への移行実績の 1.28倍以上 とすることを基本とする。	令和3年度に施設から一般就労した人数36人の 1.28倍 （47人）以上とすることを目指す。 【36人×1.28倍≒ 47人】	一般就労を希望、もしくは可能性のある障がい者に対し、相談支援専門員が適切な情報提供を行うことで一般就労につなげられるよう支援する。 公共職業安定所や特別支援学校等との情報共有や連携を密にすることで、事業主の障がい者雇用を働きかける。	47人
②就労移行支援事業から一般就労への移行者数	就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和3年度の一般就労への移行実績の 1.31倍以上 とすることを基本とする。	令和3年度に就労移行支援事業から一般就労した人数21人の 1.31倍 （28人）以上とすることを目指す。 【21人×1.31倍≒ 28人】		28人
③就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5割以上の事業所を全体の5割以上 とすることを基本とする。	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5割以上の事業所を全体の5割以上 とすることを目指す。		5割以上
④就労継続支援A型から一般就労への移行者数	就労継続支援A型事業については令和3年度の一般就労への移行実績の概ね 1.29倍以上 を目指すこととする。	令和3年度に就労継続支援A型事業から一般就労した人数11人の 1.29倍 （15人）以上とすることを目指す。 【11人×1.29倍≒ 15人】		15人
⑤就労継続支援B型から一般就労への移行者数	就労継続支援B型事業については概ね 1.28倍以上 を目指すこととする。	令和3年度に就労継続支援B型事業から一般就労した人数4人の 1.28倍 （6人）以上とすることを目指す。 【4人×1.28≒ 6人】		6人
⑥就労定着支援事業の利用者数	就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の 1.41倍以上 とすることを基本とする。	令和3年度に就労定着支援事業を利用した人数8人の 1.41倍 （12人）以上とすることを目指す。 【8人×1.41倍≒ 12人】		12人
⑦就労定着率が7割を超える就労定着支援事業所の割合	就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、 就労定着率※が7割以上の事業所を全体の2割5分以上 とすることを基本とする。 ※過去6年間ににおいて就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に 42月以上78未満の期間継続 して就労している者又は就労していた者の締める割合	就労定着率が7割以上の事業所が、全体の2割5分以上 となることを目指す。		2割5分以上

V 障がい児支援の提供体制の整備等

項目	国の基本指針	目標値設定に当たっての考え方	目標値	令和5年度見込み
①児童発達支援センターの設置	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。	本市にはすでに、地域の中核的な療育支援施設である児童発達支援センターが3カ所（福祉型2カ所、医療型1カ所）設置されている。	-	設置
②保育所等訪問支援を利用できる体制構築	児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。	本市にはすでに、保育所等への訪問により支援する保育所等訪問支援事業所が5カ所設置され、体制を構築している。	-	構築
③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。	本市にはすでに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所がそれぞれ2カ所設置されている。	-	確保
④コーディネーターの配置	医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、令和5年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置し、国の基本指針に基づき医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を目指す。	配置	配置

VI 相談支援体制の充実・強化等

項目	国の基本指針	目標値設定に当たっての考え方	目標値	令和5年度見込み
①障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	障がい者等の障がい者等のニーズに対応する相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。これらの取組を実施するにあたっては、 基幹相談支援センター 又は地域共生社会の実現に向けた相談支援がその 機能を担うことを検討 する。	障がい福祉担当課に福祉専門職を配置し、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施しており、今後さらなる充実・強化を目指す。	実施	実施
②地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言			年1回以上実施	実施
③地域の相談支援事業者の人材育成の支援		市が「相談支援事業所連絡会議」や「事例検討会」を主催・実施している。	③、④を合わせて年12回実施	年12回実施
④地域の相談機関との連携強化の取組				

V 障がい児支援の提供体制の整備等（素案36～37ページ）

項目	国の基本指針	目標値設定に当たっての考え方	取組等	目標値
①児童発達支援センターの設置	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。	本市ではすでに、地域の中核的な療育支援施設である児童発達支援センターが3カ所（福祉型2カ所、医療型1カ所）設置されている。	重層的な支援体制及びインクルージョンの推進 について、 児童発達支援センターを中心とした検討を行い、継続してセンターを設置する。 医療的ケア児や重症心身障がい児のニーズを勘案し、支援する児童発達支援事業所等を継続して確保するとともに地域バランスを考慮した設置を促進する。	継続し設置
②障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制構築	児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築 することを基本とする。	本市ではすでに、保育所等訪問支援事業所が、児童発達支援センターや障害児通所支援事業所により13カ所設置されており、 保育所など障がいのない子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援 を行っている。		継続し推進
③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。	本市ではすでに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所がそれぞれ2カ所設置されている。 医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所等は、20カ所設置されており、今後は、地域バランスを考慮した設置を促進する。		継続し確保
④コーディネーターの配置	医療的ケア児等が適切な支援を受けられるよう、令和8年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。	本市ではすでに、令和3年2月に医療的ケア児等が適切な支援を受けられるよう、関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、令和4年度から 医療的ケア児等に関するコーディネーターを継続的に配置 している。（R5配置状況 障がい者支援課1名、あおり親子はぐくみプラザ2名）		継続し配置

VI 相談支援体制の充実・強化等（素案38～39ページ）

項目	国の基本指針	目標値設定に当たっての考え方	取組等	目標値
①基幹相談支援センターの設置	相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う 基幹相談支援センターを設置 するとともに、基幹相談支援センターが 地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保 することを基本とする。	令和6年度の新たな取組 総合相談・専門相談に対応できる相談体制の強化を図るため、地域における相談支援の中核的な役割を担う 基幹相談支援センターを設置 する。	専門職を配置した基幹相談支援センターを設置し、地域における相談支援体制の強化に向け、相談支援事業所等に出向き、個別課題の共有や連携体制の強化を図る。	設置
②基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化		委託相談支援事業所5カ所において開催するケース検討や勉強会等を行う会議に参加し、情報共有を図ること で、地域の事業者と協働し 地域の相談支援体制の強化 を目指す。		年12回以上参加
③協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善		地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組 を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。	障がい者等への支援体制の整備を図るため、 障がい者自立支援協議会において、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関のネットワーク構築や地域の社会資源の拡充を目指す。	年1回実施

第6期

VII 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	国の基本指針	目標値設定に当たっての考え方	目標値	令和5年度見込み
①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。	青森県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等に対して、本市職員が参加することを目指す。	参加	参加
②障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と審査結果を共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する。	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析し、その結果の活用を図るため、事業者や関係自治体等と共有する体制の構築を目指す。	構築	構築
③指導監査結果の関係市町村との共有	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数の見込を設定する。	指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者に対する指導監査にあたっては、指導監査の結果を関係自治体と共有する体制の構築を目指す。	構築	構築



第7期

VII 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築（素案40ページ）

項目	国の基本指針	目標値設定に当たっての考え方	取組等	目標値
①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。	青森県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等 に対して、本市職員が参加することを目指す。	県が実施する研修に継続して参加する。	1名以上参加
②計画的な人材養成の推進	都道府県による相談支援専門員研修（初任者・現任・主任）及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（基礎・実践・更新）修了者数の見込みについて定める。 都道府県による相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドブック等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込みを設定する。	青森県が実施する相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修並びに意思決定支援ガイドブック等を活用した研修等 に対して、本市職員が参加することを目指す。	県が実施する研修に継続して参加する。	—
③障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と審査結果を共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する。	本市ではすでに、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析し、その結果の活用を図るため、事業者や関係自治体等と共有する体制を構築している。	事業者や関係自治体と共有する体制を継続する。	体制を継続
④指導監査結果の関係市町村との共有	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数の見込みを設定する。	本市ではすでに、指導監査結果を関係自治体と共有する体制を構築しており、年1回以上の共有を目指す。	関係自治体と共有する体制を継続する。	体制を継続 年1回以上共有

第5章 障害福祉サービス等の見込量

◎見込み方

- (ア) 令和2年度から令和4年度までの実績値が**伸びており**、アンケート結果においても利用の伸びが見込まれるものは、**過年度の伸び率や伸び量で見込み**ました。
- (イ) **新型コロナウイルス感染症の影響**を受けたものは、**前計画時の見込量**としました。
- (ウ) **実績値に大きな変動がないもの、増減を繰り返しているものは、直近の実績値または過年度の平均値のまま推移すると見込み**ました。
- (エ) **新規サービスや過年度の実績値が少ないものは、関連するサービス量や手帳交付者数等から類推し見込み**ました。
- (オ) **国の基本指針**において、**目標等**が示されているものは、**その考え方に合わせ見込み**ました。

I 障害福祉サービスのサービス毎の見込量

1 訪問系サービス（素案41～42ページ）

【特徴】

障がい者の高齢化・重度化に伴い、訪問系サービスは増加傾向が続きます。

項目	単位	R2年度	第6期計画実績			第7期計画見込量		
			R3年度	R4年度	R5年度 (推計)	R6年度	R7年度	R8年度
①居宅介護（ア）	人/月	633	669	699	735	772	811	852
	時間/月	15,857	17,274	17,543	18,452	19,408	20,414	21,472
②重度訪問介護（イ）	人/月	32	26	23	24	38	40	43
	時間/月	4,391	3,574	3,392	4,184	4,899	4,984	5,071
③同行援護（イ）	人/月	46	46	43	42	50	53	55
	時間/月	431	387	418	368	523	538	552
④行動援護（ア）	人/月	9	10	12	14	16	18	21
	時間/月	113	113	187	241	309	398	512
⑤重度障害者等包括支援（工）	人/月	0	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0	0

2 日中活動系サービス（素案43～50ページ）

【特徴】

国の基本指針で一般就労を進めていることから、日中活動系サービスは増加傾向が続きます。（⑤から⑧は成果目標Ⅳ「福祉施設から一般就労への移行等」に関連）

項目	単位	R2年度	第6期計画実績			第7期計画見込量		
			R3年度	R4年度	R5年度 (推計)	R6年度	R7年度	R8年度
①生活介護（ア）	人/月	984	986	985	986	986	987	987
	人日/月	17,443	17,774	17,575	17,641	17,708	17,775	17,842
①-2生活介護のうち重度障害者（工）【新設】	人/月	35	47	45	48	51	55	58
	人日/月	659	849	857	914	976	1,041	1,111
②自立訓練（ア） （機能訓練）	人/月	3	5	5	6	8	11	14
	人日/月	18	51	61	60	80	110	140
③就労選択支援（工）【新設】	人/月	-	-	-	-	-	27	56
④自立訓練（工） （生活訓練）	人/月	46	60	75	82	89	96	105
	人日/月	781	983	1,291	1,403	1,525	1,658	1,802
⑤就労移行支援（ア）	人/月	62	60	69	73	77	81	85
	人日/月	1,151	1,083	1,276	1,344	1,415	1,489	1,568
⑥就労継続支援（A型）（イ）	人/月	384	353	348	355	398	409	420
	人日/月	7,542	6,952	6,241	6,394	7,601	7,715	7,830
⑦就労継続支援（B型）（ア）	人/月	723	770	789	824	861	899	940
	人日/月	12,855	13,562	13,808	14,311	14,832	15,372	15,931
⑧就労定着支援（オ）	人/月	24	22	23	24	25	28	31
⑨療養介護（ア）	人/月	47	48	50	52	53	55	57
⑩短期入所（イ） （福祉型）	人/月	38	40	36	43	74	74	74
	人日/月	251	230	252	338	345	345	345
⑩-2短期入所（福祉型）のうち 重度障害者（工）【新設】	人/月	14	2	10	11	11	12	13
	人日/月	69	18	86	92	98	104	111
⑪短期入所（イ） （医療型）	人/月	4	2	5	5	10	10	10
	人日/月	13	36	48	48	96	96	96
⑪-2短期入所（医療型）のうち 重度障害者（工）【新設】	人/月	1	1	1	1	2	2	2
	人日/月	2	2	2	3	6	6	6

3 居住系サービス（素案50～52ページ）

【特徴】

共同生活援助は、国の基本指針で進めている地域移行の受け皿となることから、増加傾向が続きます。（②、③は成果目標Ⅰ「地域生活への移行」に関連）

項目	単位	R2年度	第6期計画実績			第7期計画見込量		
			R3年度	R4年度	R5年度 (推計)	R6年度	R7年度	R8年度
①自立生活援助（工）	人/月	0	0	2	3	4	5	5
②共同生活援助（ア）	人/月	271	311	330	364	402	443	489
②-2共同生活援助のうち重度障害者（工）【新設】	人/月	9	7	12	13	14	15	16
③施設入所支援（ウ）	人/月	447	448	441	441	441	441	441

4 相談支援（素案53～55ページ）

【特徴】

障害福祉サービスの利用者の増加や国の基本指針で地域移行を進めていることから、相談支援は増加傾向が続きます。（②、③は成果目標Ⅰ「地域生活への移行」に関連）

項目	単位	R2年度	第6期計画実績			第7期計画見込量		
			R3年度	R4年度	R5年度 (推計)	R6年度	R7年度	R8年度
①計画相談支援（ア）	人/月	626	633	644	653	663	672	682
②地域移行支援（オ）	人/月	7	5	4	5	8	9	10
③地域定着支援（ア）	人/月	5	8	10	11	12	13	14

5 障がい児支援（素案56～60ページ）

【特徴】

児童発達支援、放課後等デイサービスの利用児童数の伸びが大きいことから、増加傾向が続きます。（⑦は成果目標Ⅴ「障がい児支援の提供体制の整備等」に関連）

項目	単位	R2年度	第6期計画実績			第7期計画見込量		
			R3年度	R4年度	R5年度 (推計)	R6年度	R7年度	R8年度
①児童発達支援（ア）	人/月	193	238	291	340	389	438	487
	人日/月	1,790	2,126	2,498	2,852	3,206	3,560	3,914
②医療型児童発達支援（イ）	人/月	5	5	5	7	7	7	7
	人日/月	32	29	20	40	47	47	47
③放課後等デイサービス（ア）	人/月	698	784	1,020	1,181	1,342	1,503	1,664
	人日/月	7,434	6,856	9,072	9,891	10,710	11,529	12,348
④保育所等訪問支援（ア）	人/月	22	35	52	67	82	97	112
	人日/月	68	113	153	201	246	291	336
⑤居宅訪問型児童発達支援（工）	人/月	0	0	1	4	4	4	4
	人日/月	0	0	3	24	24	24	24
⑥障害児相談支援（ア）	人/月	221	225	235	255	263	271	280
⑦医療的ケア児コーディネーター（オ）	人	-	0	2	3	3	3	3

Ⅱ 地域生活支援事業に関する各事業の見込量

【特徴】

障がい児の増加に伴い「1⑩障害児療育支援事業」、「2④日中一時支援事業」は、増加傾向が続きます。

1 必須事業（素案61～69ページ）

区分	単位	R2年度	第6期計画実績			第7期計画見込量		
			R3年度	R4年度	R5年度 (推計)	R6年度	R7年度	R8年度
①障害者に対する理解を深めるための啓発事業（ウ）	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有
②障害者相談支援事業（ウ）	箇所	5	5	5	5	5	5	5
③成年後見制度利用支援事業（ウ）	人/年	1	3	12	12	12	12	12
④成年後見制度法人後見支援事業（ウ）	実施の有無	無	有	無	有	無	有	無
⑤意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業（ウ）	件	1,445	1,444	1,426	1,471	1,471	1,471
	要約筆記者派遣事業（ウ）	件	94	106	151	151	151	151
	手話通訳者設置事業（ウ）	人	2	3	3	3	3	3
	入院時意思疎通支援事業（ウ）	人	0	0	0	1	1	1
⑥日常生活用具給付事業	時間	0	0	0	120	120	120	120
	介護・訓練支援用具（ウ）	件	8	24	24	29	29	29
	自立生活支援用具（ア）	件	39	35	47	52	57	65
	在宅療養等支援用具（ア）	件	58	59	62	64	66	69
	情報・意思疎通支援用具（ア）	件	42	50	56	65	75	86
	排泄管理支援用具（ウ）	件	7,440	7,704	7,362	7,631	7,631	7,631
	居宅生活動作補助用具（ア） （住宅改修費）	件	6	5	8	9	11	12
⑦手話奉仕員養成事業（ウ）	人	56	56	53	60	60	60	60
⑧障害者外出介護サービス事業（イ）	人	116	76	75	81	111	111	111
	時間	16,381	13,488	14,181	15,472	17,390	17,390	17,390
⑨地域活動支援センター事業（イ）	箇所	6	6	6	6	6	6	6
	人	25,852	25,090	23,388	30,616	30,616	30,616	30,616
⑩障害児等療育支援事業（ア）	箇所	8	8	10	10	11	12	13
⑪手話通訳者養成研修事業（ウ）	人	25	35	32	30	30	30	30

2 任意事業（素案70～72ページ）

区分	単位	R2年度	第6期計画実績			第7期計画見込量		
			R3年度	R4年度	R5年度 (推計)	R6年度	R7年度	R8年度
①日中一時支援事業（イ）	人/月	126	92	80	81	138	145	151
	回/年	8,581	6,098	5,130	5,160	10,021	10,529	10,965
②訪問入浴サービス事業（ウ）	人/年	8	7	7	8	8	8	8
③点字・声の広報等発行事業（ウ）	実施事業数	7	7	7	7	7	7	7
④点訳奉仕員養成事業（ア）	人	4	2	8	12	15	18	21
⑤自動車運転免許取得・改造費助成事業（ウ）	件/年	19	24	17	21	20	20	20